

2017年6月2日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 岡部 勘市



退職手当に関する要求書

退職手当の見直しにむけて、人事院は政府からの要請をうけ、民間企業における退職給付水準の調査を実施し、4月19日に官民比較の結果と国家公務員の退職給付に係る見解を表明しました。

内容は、1人当たり平均の退職給付額が公務は2,537.7万円に対して民間は2,459.6万円と公務が民間を78.1万円(3.08%)上回っており、水準の見直しを行うことが適切としています。

この調査結果と見解をうけて政府は、退職手当の見直しをすすめています。公務運営の公正・中立性の確保や厳しい再就職規制などの公務の特殊性をふまえると退職手当を引き上げる必要性は見当たりません。

退職手当は、退職後の生活を支える重要なものであり、職員は現行の退職手当の支給水準を見込んで生活設計をたてています。しかし現在は、見直しにあたってのルールもなく、単純な官民比較のみで大幅な引き下げが可能な制度となっており、見直しのたびに、水準が乱高下するような制度では将来設計を描くこともできません。また、退職手当は最高裁判例で「賃金」とされ、退職手当制度研究会の「公務員の退職手当法詳解」でも、賃金の後払い的な性格を有するとされています。さらには、人事院も勤務条件性を有していることを見解で表明していることから、一方的な見直しは許されません。

一方、雇用と年金の接続について政府は、2013年3月の閣議決定にそって年金支給開始年齢の段階的な引き上げの時期ごとに、あらためて検討を行うとしており、人事院が2011年9月に国会および内閣に対して行った「意見の申出」をふまえた制度の具体化とあわせた検討も必要です。

これらのことから、国公労連と協議・合意のうえで、安定的な制度の確立、退職手当の適正な水準決定のルールの整備をもとめます。

については、下記の要求に対し、誠意ある回答と対応を強く要求します。

記

- 1 官民比較を唯一の根拠とした退職手当の引き下げをおこなわないこと。
- 2 退職手当は労働条件であることから、国公労連との誠実な交渉・協議をつくり、合意を前提として、以下の事項を実現すること。
 - (1) 退職手当制度の安定性を確保するため、見直しにあたってのルールを整備すること。
 - (2) 退職手当を含む退職給付の水準検討にあたっては、人材確保、長期勤続の確保、公務運営の公正・中立性の確保、厳しい再就職規制など公務の特殊性をふまえること。

- (3) 「調整額」は廃止し、退職時の俸給と勤続年数を基礎とする算定方式にあらためること。
- (4) 人事院の「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」とあわせて検討をおこなうこと。

3 高齢期の職員が安心して働き続けられる環境を整備すること。

以 上